

令和7年度 鶴岡市生殖補助医療費助成事業のご案内

鶴岡市では、公的医療保険の適用となる生殖補助医療及び併用して実施される先進医療に対して、治療費自己負担額の一部を助成します。

◇ 助成の対象となる方 （※次の要件をすべて満たす方）

- (1) 申請時に、夫婦またはいずれか一方が鶴岡市に住所がある方
- (2) 山形県不妊治療費助成制度の助成が決定した方
- (3) 1回の生殖補助医療の自己負担額（高額療養費が該当する場合は控除後）と併用して実施する先進医療の自己負担額を合わせた費用が山形県の助成額を超えた方
- (4) 同一の治療に関して、他市町村からの助成を受けていない方
- (5) 市税等の滞納がない方

◇ 対象となる治療の種類・内容

投薬等治療の開始日から妊娠判定又は治療中止に至るまでの一連の治療

- ・体外受精（採卵術・胚移植術）
- ・顕微授精（採卵術・胚移植術）
- ・精巣内精子採取術（男性不妊治療）
- ・公的医療保険が適用される生殖補助医療に併用して実施される先進医療

体外受精・顕微授精の 治療内容（目安）	採卵まで		授 精	受 精 （ 培 養 ）	胚移植						妊 娠 の 確 認
	薬 品 投 与	採 卵			新鮮胚移植		胚 凍 結	凍結胚移植			
					胚 移 植	補 充 療 法		胚 移 植	補 充 療 法	補 充 療 法	
新鮮胚移植											
凍結胚移植											
以前に凍結した胚を解凍して胚移植											
体調不良等により治療終了											
受精できず、または異常受精等により中止											
採卵したが状態のよい卵が得られないため中止											

◇ 助成額 上限9万円

公的医療保険が適用される1回の生殖補助医療（胚移植の実施に向けた一連の診療過程、前述の治療内容に準ずる）における自己負担額、および併用して実施する先進医療に要した費用のうち、県の助成額を引いた額を助成します。

高額療養費制度の対象となる場合は、制度利用後の自己負担額に対して助成します。

◇ 申請方法

以下の必要書類を添えて、郵送または持参により、下記申請窓口に提出してください。

【必要書類】

- (1) 令和7年度鶴岡市生殖補助医療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 令和7年度鶴岡市生殖補助医療費助成事業申請用証明書（様式第2号）
- (3) 医療機関等が発行する領収書及び医療費明細書(原本)
- (4) 山形県不妊治療費助成金給付決定通知書の写し
- (5) 高額療養費制度限度額認定証、給付通知書等の写し（該当者のみ）
- (6) 申請者名義の振込口座の通帳(またはキャッシュカード)の写し、朱肉用認印

【申請期限】 治療終了日より1年以内

または令和8年3月31日のいずれか早い日まで

※やむを得ない事情により、申請期限に間に合わない場合は、
事前に下記問合せ先までご相談ください。

◇ 申請後の流れ

申請から助成金の振込まで、1～2か月程度要します。助成が決定された方には、
交付決定通知書が送付されますので、交付決定通知書にて振込予定日をご確認ください。

◇ 申請窓口・問合せ先

鶴岡市健康課

〒997-0033 鶴岡市泉町5番30号

鶴岡市総合保健福祉センター にこ♥ふる

☎ 0235-35-0146（祝日を除く 月～金 8:30～17:15）